

虐待防止・身体拘束防止指針

合同会社くくる介護ステーション

1. 基本方針

合同会社くくる介護ステーション（以下「当法人」）は、利用者さまの人権を尊重し、虐待や不適切な身体拘束を一切行わないことを基本方針とします。

利用者さまが安心して生活できる環境を整えるため、全職員が本指針を理解し、遵守します。

2. 虐待防止の取り組み

- ・職員への虐待防止に関する研修を定期的を実施します。
- ・職員が虐待を発見または疑われる場合は、速やかに上長や事業所に報告し、適切に対応します。
- ・虐待防止に関する相談・通報窓口を設置し、利用者さまやご家族が安心して相談できる体制を整えます。

3. 身体拘束の原則禁止

当法人は、原則として身体拘束を行いません。

やむを得ず利用者さまの安全確保のために一時的に行う場合には、以下の手続きを踏み

ます。

- ・本人の安全確保以外に方法がないかを十分に検討すること
- ・実施する場合には最小限の方法と時間に留めること
- ・実施した場合には経過を記録し、チームで検証を行うこと

4. 職員研修

虐待防止および身体拘束廃止に関する研修を計画的に実施し、全職員の意識向上を図ります。

5. 通報・相談体制

虐待や身体拘束に関する相談・通報があった場合には、事実関係を迅速に確認し、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

6. 相談・通報窓口

合同会社くくる介護ステーション

〒187-0042 東京都小平市仲町 363 番地 9 号 サンフラワーハイツ 1C 号室

TEL：042-406-5782

FAX：042-406-5782

E-mail：kukurukaigo@outlook.jp

制定日：令和五年十二月一日

